介護老人保健施設　入所利用契約書
重要事項説明書

医療法人　聖山会
老人保健施設　辛夷園
長野県伊那市荒井 3831

辛夷園　施設入所重要事項説明書

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1.辛夷園の概要

①事業所の名称、所在地等

事業所名	介護老人保健施設　辛夷園
所在地	伊那市荒井 3831
介護保険 事業所番号	2050980016

②事業所の職員体制

医師	1 名	ケアワーカー	8 名
看護師	9 名以上	管理栄養士	1 名
介護福祉士	25 名以上	調理員	5 名
作業療法士	4 名(2 名兼務)	施設ケアマネ	1 名
支援相談員	2 名	その他	7 名
事務員	2 名	計	60 名以上

2.サービス内容

①食事　②入浴　③看護・介護　④リハビリテーション　⑤生活相談　⑥レクリエーション等

3.利用料金

①介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として各利用者の負担割合に応じた額です。
　ただし、介護保険の給付を超えたサービスの利用は、全額自己負担となります。

基本料金（1 日あたり）	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
要介護 1	871 円	1,742 円	2,613 円
要介護 2	947 円	1,894 円	2,841 円
要介護 3	1,014 円	2,028 円	3,132 円
要介護 4	1,072 円	2,204 円	3,042 円
要介護 5	1,125 円	2,250 円	3,375 円
夜勤職員配置加算	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円	44 円	66 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 円	102 円	153 円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月 1 回)	60 円	120 円	180 円
協力医療機関連携加算(月 1 回)	50 円	100 円	150 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(月 1 回)	10 円	20 円	30 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(月 1 回)	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(月 1 回)	13 円	26 円	39 円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)(月 1 回)	120 円	240 円	360 円
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)(月 1 回)	33 円	66 円	99 円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 円	516 円	774 円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240 円	480 円	720 円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	120 円	240 円	360 円
療養食加算(1 食)	6 円	12 円	18 円
処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×9.7％	所定単位数×9.7％	所定単位数×9.7％

その他の加算	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
初期加算(Ⅰ)(入所後 30 日間)	60 円	120 円	180 円
初期加算(Ⅱ) (入所後 30 日間)	30 円	60 円	90 円
安全対策体制加算(入所時 1 回)	20 円	40 円	60 円
外泊時費用(該当する場合のみ)	362 円	724 円	1,086 円
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(7 日以内) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪	239 円	478 円	717 円
ターミナルケア加算(45 日前～31 日前)	72 円	144 円	216 円
(30 日前～4 日前)	160 円	320 円	480 円
(前々日～前日)	910 円	1,820 円	2,730 円
(死亡日)	1,900 円	3,800 円	5,700 円
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 円	900 円	1,350 円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 円	960 円	1,440 円
試行的退所時指導加算	400 円	800 円	1,200 円
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 円	1,000 円	1,500 円
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 円	500 円	750 円
入退所前連携加算(Ⅰ)	600 円	1,200 円	1,800 円
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 円	800 円	1,200 円
訪問看護指示加算	300 円	600 円	900 円
退所時栄養情報連携加算	70 円	140 円	210 円
再入所時栄養連携加算	200 円	400 円	600 円

自己負担額

＊食費　　朝食 520 円　　昼食 740 円　　夕食 740 円

＊居住費　　1 日 550 円

＊2 人部屋利用料　　1 日 510 円

＊電気料　　1 日 50 円（テレビ、電気あんか、電気毛布を個人的に使用する場合）
（エアーマット除く）

＊理・美容代　　1 回 2,000 円か 2,200 円

＊クリーニング　　自費（業者による）

＊個人的な嗜好により購入するものは自己負担となります。

②支払方法

＊利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

＊原則として毎月 15 日頃までに請求書をお送りしますので、手続きをしていただき、毎月 20 日に銀行引き落としとさせていただきます。引き落とし後、領収書を発行いたします。領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

4.当事業所のサービスの特徴

明るくて家庭的な雰囲気の中で、要介護高齢者自身が自ら変わっていく「場」としての環境作りを行っています。

5.緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化等あった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講じるほか、ご家族へ速やかに連絡いたします。

併設病院：伊那神経科病院　　℡0265-78-4047
協力病院：組合立　伊那中央病院　℡0265-72-3121
協力歯科医院：ユー歯科診療所　　℡0265-81-7560

6.サービス内容に関する相談・苦情

当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話　0265-76-8110
（受付時間：月曜日～土曜日 8：40～17：40）
担当　　事務課長　　西村　裕之
　　介護課長　　宮崎　加奈子

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、長野県国民保険団体連合会（026-238-1580）等に苦情を伝えることもできます。

7.当法人の概要

名称・法人種別	医療法人　聖山会（せいざんかい）
代表者役職・氏名	理事長　高橋　丈夫
所在地	長野県伊那市荒井 3831
電話番号	0265-78-4047
事業所	伊那神経科病院
	介護老人保健施設　辛夷園（こぶしえん）
	グループホーム　合歓の家（ねむのいえ）
	居宅介護支援　ベストプランこぶし

令和　　年　　月　　日

施設入所の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所住所　　長野県伊那市荒井 3831

事業者名　　介護老人保健施設　辛夷園

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設入所についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住所

氏名

（代理人）　住所

氏名

（別紙 1）施設入所

介護保険施設サービスについて

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1.介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2.介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び保護者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

＊医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としますが、医師・看護師が常勤しておりますので、ご利用の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

＊介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

＊機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

＊生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3.利用料

(1)基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、介護負担割合証に記載されている負担割合によって利用料が異なります。）

基本料金（1 日あたり）	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
要介護 1	871 円	1,742 円	2,613 円
要介護 2	947 円	1,894 円	2,841 円
要介護 3	1,014 円	2,028 円	3,132 円
要介護 4	1,072 円	2,204 円	3,042 円
要介護 5	1,125 円	2,250 円	3,375 円
夜勤職員配置加算	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円	44 円	66 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 円	102 円	153 円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月 1 回)	60 円	120 円	180 円
協力医療機関連携加算(月 1 回)	50 円	100 円	150 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(月 1 回)	10 円	20 円	30 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(月 1 回)	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(月 1 回)	13 円	26 円	39 円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)(月 1 回)	120 円	240 円	360 円

リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)(月 1 回)	33 円	66 円	99 円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 円	516 円	774 円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240 円	480 円	720 円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	120 円	240 円	360 円
療養食加算(1 食)	6 円	12 円	18 円
処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×9.7%	所定単位数×9.7%	所定単位数×9.7%

その他の加算	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
初期加算(Ⅰ)(入所後 30 日間)	60 円	120 円	180 円
初期加算(Ⅱ) (入所後 30 日間)	30 円	60 円	90 円
安全対策体制加算(入所時 1 回)	20 円	40 円	60 円
外泊時費用(該当する場合のみ)	362 円	724 円	1,086 円
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(7 日以内) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪	239 円	478 円	717 円
ターミナルケア加算(45 日前～31 日前)	72 円	144 円	216 円
(30 日前～4 日前)	160 円	320 円	480 円
(前々日～前日)	910 円	1,820 円	2,730 円
(死亡日)	1,900 円	3,800 円	5,700 円
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 円	900 円	1,350 円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 円	960 円	1,440 円
試行的退所時指導加算	400 円	800 円	1,200 円
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 円	1,000 円	1,500 円
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 円	500 円	750 円
入退所前連携加算(Ⅰ)	600 円	1,200 円	1,800 円
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 円	800 円	1,200 円
訪問看護指示加算	300 円	600 円	900 円
退所時栄養情報連携加算	70 円	140 円	210 円
再入所時栄養連携加算	200 円	400 円	600 円

② 食費　　朝食 520 円　　昼食 740 円　　夕食 740 円

③ 居住費　　1 日あたり 550 円

(2)その他の料金

①二人部屋利用料　1 日 510 円

②理・美容代　1 回 2,000 円か 2200 円

③電気料（個人的な使用のみ）1 日 50 円

④クリーニング代（希望者）

⑤個人的な嗜好により購入する物は自己負担となります。

介護老人保健施設入所利用契約書

（契約の目的）

第1条　介護老人保健施設辛夷園（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」）という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条　本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約書を当施設に提供したときから効力を有します。
利用者は、前項に定める事項の他、本契約書及び、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとする。

（利用者からの解除）

第3条　利用者及び保護者は、当施設に対し、退所の意志を表明することにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第4条　当施設は、利用者及び保護者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
② 当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
④ 感染症（コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス、疥癬等）が発生した場合、感染拡大防止上入所の規制、退所が適切と判断させていただく場合
⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他のやむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
⑦ 利用者及び保護者が、本契約に定める利用料金を１ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 7 日間以内に支払われない場合

（利用料金）

第5条　利用者及び保護者、保証人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保健サービスの対価として、別紙１の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

1　当施設は、料金の合計額の請求書の明細を付して翌月 15 日頃までに利用者へ送付します。
2　利用料金の支払いは、手続きをしていただき、銀行引き落としとさせていただきます。
3　当施設は、利用者からの支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

（記録）

第6条　当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。

1　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保護者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体の拘束）

第7条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（個人情報の保持）

第8条　当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保護者から、予め同意を得た上で行うこととします。

①　介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者・請求ソフト関連会社等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への療養情報の提供。

②　介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

③　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

1　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

2　前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情の申し出）

第10条　利用者及び保護者は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、申し出ることができます。

（賠償責任）

第11条　介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保護者、保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

なお成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）に対しては、本条文に替わり別途覚書を取り交わすものとします。

（利用規約に定めない事項）

第12条　この規約に定められていない事項は、介護保険法令その他の諸法令の定めるところにより、利用者又は、保護者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、保護者、保証人、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者

介護老人保健施設　辛夷園

長野県伊那市荒井 3831

施設長　　高橋　丈夫　　㊞

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人（保護者以外）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保証限度額　　円）

	緊急連絡先		緊急連絡先
保護者 氏名		保証人 氏名	
電話番号		電話番号	
携帯電話番号		携帯電話番号	
続柄		続柄	